

## 南魚沼市地域公共交通協議会規約

### (目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この会の名称は、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所は、南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所内に置く。

### (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
  - ア 計画の作成及び変更に関すること。
  - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

### (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する都道府県又は市区町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。

3 副会長は、学識経験者をもって充てる。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、南魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、南魚沼市建設部都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第16条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日 から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月8日 から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日 から施行する。

委員 (第5条)

- (1) 関係する都道府県又は市町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

	区分	所属団体等
1	(1) 市	南魚沼市長及びその指名する職員
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
3	(1) 公安委員会	南魚沼警察署
4	(2) 公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
5		北越急行株式会社
6		南越後観光バス株式会社
7		南魚沼市タクシー安全協議会
8	(2) 道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
9		新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
10		南魚沼市建設部建設課
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12	(4) 学識経験者	大学教授等
13	(5) 市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
14		大和地域地区センター代表

15		六日町地域地区センター代表
16		南魚沼市社会福祉協議会
17		南魚沼市身体障がい者協会
18		南魚沼地域商工会連絡協議会
19		女性代表
20	(5) 運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

## 南魚沼市地域公共交通協議会分科会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、南魚沼市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条に基づき、南魚沼市地域公共交通協議会の分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

### (組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

### (分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

### (会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

### (関係者の出席)

第6条 分科会の会議は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料を求めることができる。

### (協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

### (報酬及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は南魚沼市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この規程は、平成24年6月28日から施行する。

別紙

(第3条)

分科会所掌事務

分科会名	協議事項	委員
調査分科会	スケジュール、アンケート 内容等について協議	南魚沼市 南越後観光バス(株) 北越急行(株) 塩沢地域地区センター 南魚沼社会福祉協議会 女性代表 国土交通省北陸信越運輸局新潟支局
利用啓発分科会	利用者増に向けて協議	東日本鉄道(株)新潟支社越後湯沢駅 南魚沼市タクシー安全協議会 大和地域地区センター 六日町地域地区センター 南魚沼市障がい者協会 南魚沼市商工会連絡協議会

## 南魚沼市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南魚沼市地域公共交通協議会規約第11条の規定に基づき、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長・事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、南魚沼市建設部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、南魚沼市建設部都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、南魚沼市建設部都市計画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文章の取扱い)

第5条 事務局における文章の收受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、南魚沼市において定められている文章の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。



2 協議会の公印の保管、取扱い等については、南魚沼市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
南魚沼市 地域公共交通 協議会 会長之印	南魚沼市 地域公共 交通協議 会長之印	てん書	21*21	会長名を もって発 送する文 書	1	事務局長

## 南魚沼市地域公共交通協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、南魚沼市地域公共交通協議会規約第13条の規定に基づき、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、南魚沼市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

### (歳入歳出予算科目)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

- 2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

### (予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

### (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

### (出納員)

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

- 2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日 から施行する。

別表（第3条関係）

（1）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 諸収入

（2）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

## 南魚沼市地域公共交通協議会委員の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南魚沼市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規程に基づき、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 委員は会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例（平成16年南魚沼市条例第44号）に準ずるものとする。ただし、次に掲げる委員の報酬については、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 1回につき10,000円

(関係者の出席を求めた場合の対応)

第3条 規約第9条5項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前条の規定を準用する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月28日から施行する。

(参考資料)

南魚沼市特別職の給与等に関する条例（平成16年南魚沼市条例第44号）

(報酬の額) 第2条

区分	報酬額	備考
(1) 以外の委員	一日の場合 9600円	2時間程度の場合は、 2,400円とする。

(費用弁償の額) 第3条

車賃	日当	宿泊料			旅客賃
		県外	県内	市内	
円 40	円 1,100	円 12,000	円 10,000	円以内 7,000	鉄道、船、航空の各 賃は、普通旅客運賃 を支給
付記	1 県内の日帰り旅行の場合の日当は、支給しない。 2 特別の事情により本表により難しいときは、現に要した実費の 範囲で支給することができる。 3 市内の車賃の計算については、南魚沼市職員の旅費支給に関 する規則（平成16年南魚沼市規則第53号）の別表を準用する。				